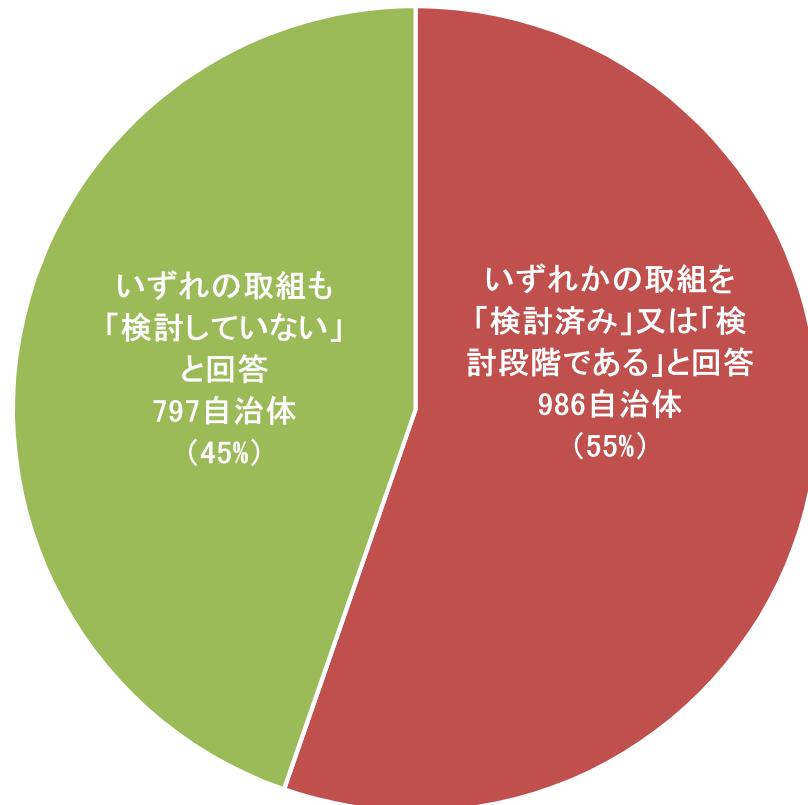


復興まちづくりのための事前準備の取組状況(令和2年7月末時点)

国土別紙

- 「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月公表）」に示す5つの取組のうち、いずれかの取組について、令和2年7月末時点で「検討済み」又は「検討段階である」と回答したのは986自治体(約55%)

■取組全体の検討状況



(参考) 復興まちづくりのための事前準備の取組内容

体制

復興まちづくりにおいて、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。

手順

どのような対応が、どのような時期に生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

訓練

職員が復興まちづくりへの理解と知見を得るために、復興訓練を実施する。

基礎データ

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析しておく。不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

<調査概要>

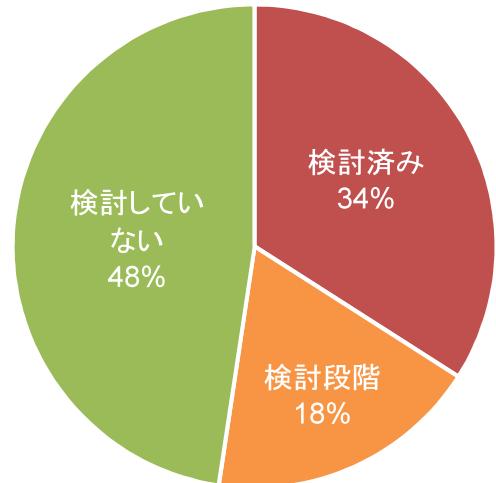
- ・調査時点：令和2年7月末時点
- ・調査対象：全国の都道府県及び市区町村（1788自治体）を対象に調査し、1783自治体から回答（回答率 99%）

注：数値は、小数点以下を四捨五入

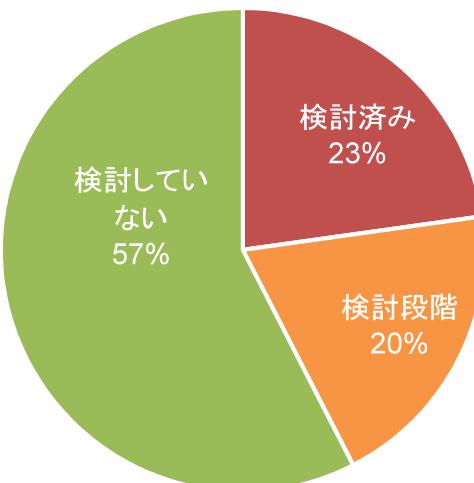


■個別の取組(5項目)の検討状況

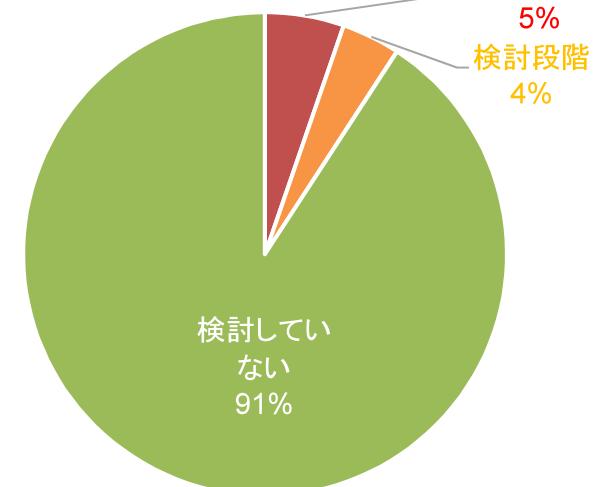
体制 復興体制の事前検討



手順 復興手順の事前検討

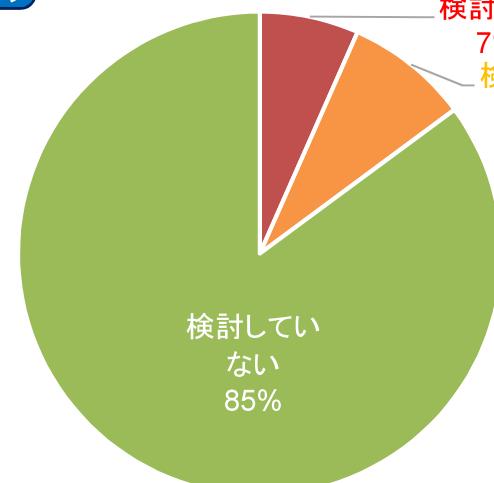


訓練 復興訓練の実施



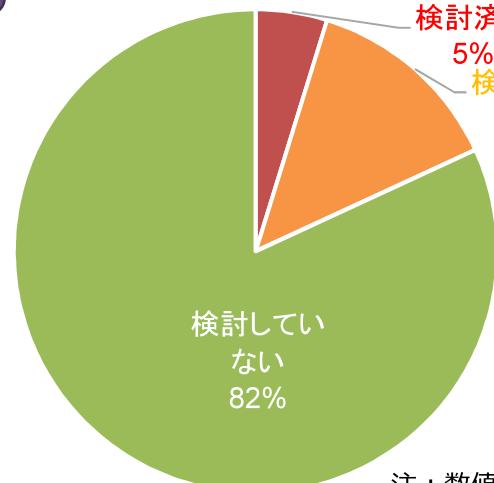
基礎データ

基礎データの事前整理、分析



目標

復興における目標等の事前検討



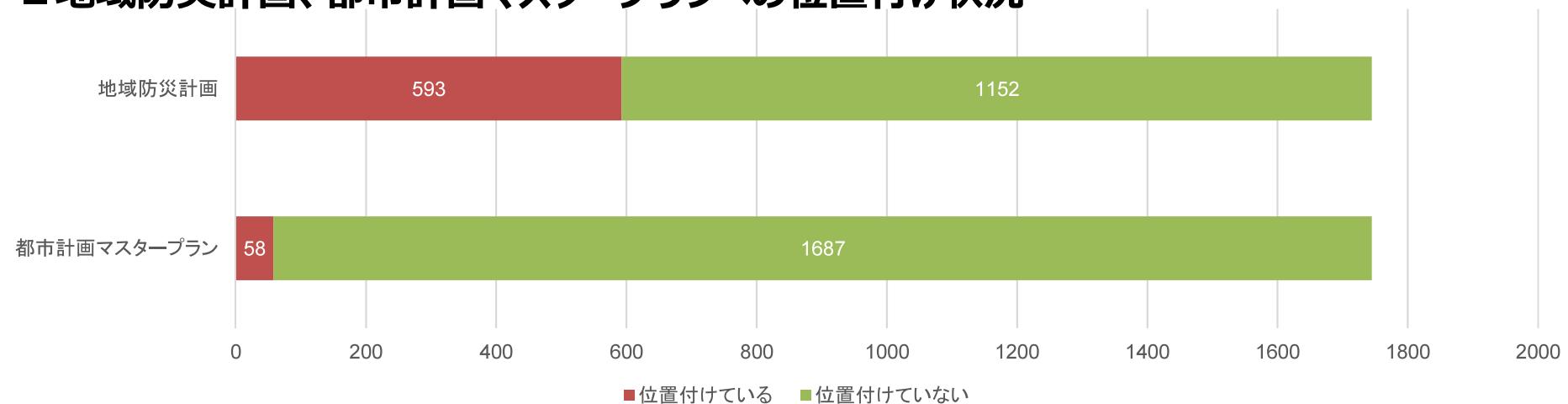
注：数値は、小数点以下を四捨五入

復興まちづくりのための事前準備の取組状況(令和2年7月末時点)



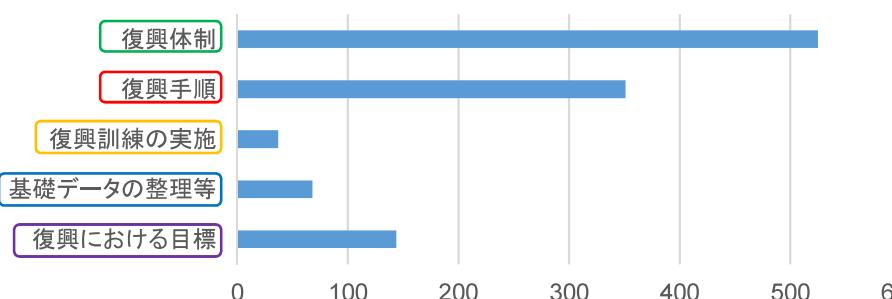
国土交通省

■ 地域防災計画、都市計画マスタープランへの位置付け状況



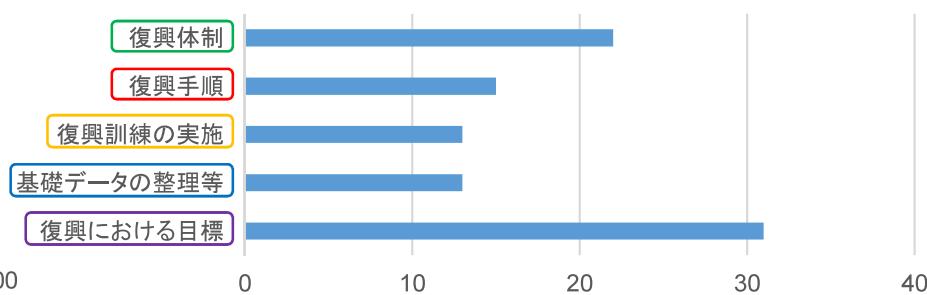
地域防災計画に位置づけている内容(N=593)

※複数回答



都市計画マスタープランに位置づけている内容(N=58)

※複数回答



(参考) ガイドラインで地域防災計画及び都市計画マスタープランに位置づけることを推奨している内容

地域防災計画



復興体制

復興手順

復興訓練の実施

都市計画マスタープラン



復興における目標

復興まちづくりのための事前準備の取組状況(令和2年7月末時点)



国土交通省

■都道府県別の取組状況

都道府県名	取組状況	都道府県名	取組状況	都道府県名	取組状況
北海道	63 117	新潟県	15 16	岡山県	15 13
青森県	9 32	富山県	7 9	広島県	9 15
岩手県	12 22	石川県	13 7	山口県	1 19
宮城県	25 11	岐阜県	20 23	徳島県	25
秋田県	6 20	静岡県	36	香川県	4 14
山形県	19 17	愛知県	44 11	愛媛県	15 6
福島県	26 34	三重県	18 12	高知県	28 7
茨城県	31 14	福井県	1 15	福岡県	48 12
栃木県	12 14	滋賀県	11 9	佐賀県	4 17
群馬県	14 22	京都府	14 13	長崎県	7 15
埼玉県	48 16	大阪府	30 14	熊本県	28 18
千葉県	37 18	兵庫県	30 12	大分県	15 3
東京都	57 6	奈良県	29 11	宮崎県	16 11
神奈川県	26 8	和歌山県	23 7	鹿児島県	16 28
山梨県	15 13	鳥取県	6 14	沖縄県	18 24
長野県	29 49	島根県	11 9		

(取組状況の凡例 ■:いずれかの取組を「検討済み」または「検討段階」と回答した自治体 ■:いずれの取組も「検討していない」自治体)

【参考】復興事前準備の取組事例(自治体への調査結果より)

○復興事前準備について自治体において計画策定等を行った事例（本調査結果より、近年の事例を紹介）

<都市計画マスタープランに復興事前準備を位置付けた事例>

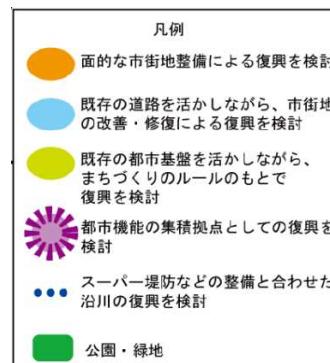
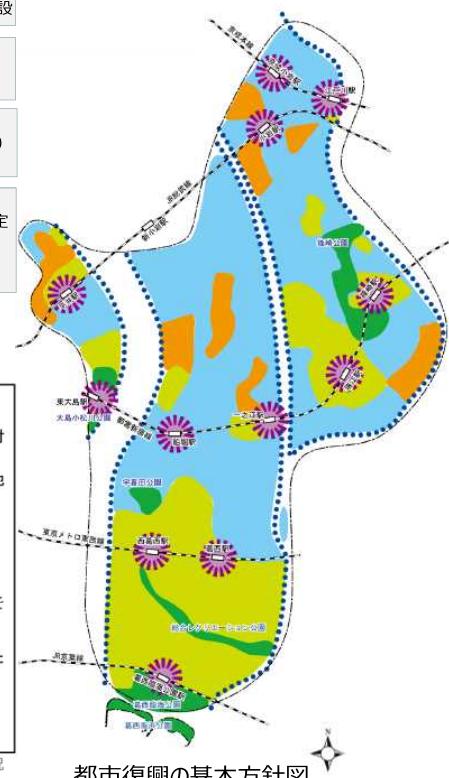
■ 東京都江戸川区

体制 手順 訓練 基礎データ 目標

- H31.3に策定した「江戸川区都市計画マスタープラン」の「防災に関する整備方針」の一部として「都市復興の方針」等を位置づけ。
- 復旧・復興のプロセス、復興まちづくりの手法と進め方、復興のための体制整備についての方針を定めた上で、「都市復興の基本方針図」を提示。

災害発生後 ～1週間	・都市復興本部の設置 ・家屋被害概況調査 ・都市復興基本方針の検討
災害発生後 ～2週間	・都市復興基本方針の協議・検討・公表 ・基本方針に関する東京都との調整 ・壊滅的な被災市街地での建築制限 ・復興相談所の開設
災害発生後 1週間～ 1か月	・家屋被害状況調査 ・復興対象地区の設定
災害発生後 ～2か月	・被災市街地復興推進地域 ・被災者生活実態調査 ・応急仮設住宅の必要戸数の把握 ・時限的市街地づくり ・都市復興基本計画（案）の作成・周知
災害発生後 2か月以降	・都市復興基本計画（案）の作成・公表、説明会開催 ・復興まちづくり協議会立ち上げ、復興まちづくり計画の策定 ・復興都市計画（原案）作成、説明会開催、 ・計画案作成、計画案の公告・総覽 ・復興都市計画の決定 ・都市復興事業の推進

復旧・復興のプロセスのイメージ



※実際の復興まちづくりは、地域ごとの被害状況を踏まえて取り組みます。

<都市計画マスタープランに復興事前準備を位置付けた事例>

■ 埼玉県所沢市

体制 訓練 目標

- 「所沢市都市計画マスタープラン(R2.3改定)」に復興事前準備の取組の推進を位置づけ。
- R1.11に復興まちづくりイメージトレーニング（復興イメトレ）を実施※
※埼玉県が主催し、県内市町村において自治体職員等を対象に実施

(3) 復旧・復興のまちづくり

迅速な日常生活の復旧と都市復興の事前準備により、災害に負けない街をめざします。

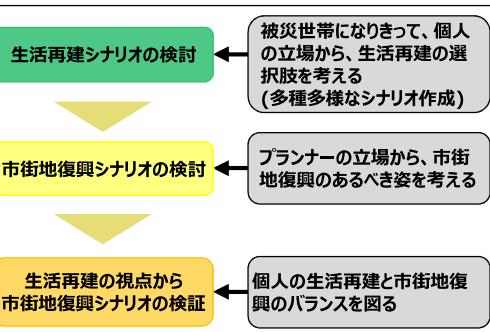
① 災害復旧対策

- 被災後、市民の日常生活を迅速に復旧させるため、復旧体制の構築や計画の策定など、平時からの事前準備を進めます。

② 復興事前準備

- 大規模災害により甚大な被害が発生した場合、復興まちづくりが強く求められ、被災直後から早期かつ的確に取り組むことができるよう、平時から被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取り組みを進めます。
- 復興まちづくりに対応できる市民や職員の人材育成や啓発、復興体制の構築などを図ります。

「所沢市都市計画マスタープラン」への復興事前準備の位置づけ



復興イメトレの流れ



復興イメトレの実施風景

【参考】復興事前準備の取組事例(自治体への調査結果より)

<事前復興計画を策定した事例>

■高知県香南市



- 市では、発災後速やかに復興計画を策定できるよう、H30.10に「香南市事前復興計画」を策定。
- 本計画は、市民・事業者・行政が復興まちづくりの方向性を共有する「復興ビジョン編」、復興まちづくりの進め方を示す「復興プロセス編」で構成。
- 復興の体制や手順を示すとともに、**復興計画の基本理念（案）**を提示。

香南市事前復興計画

復興ビジョン編

- ・復興ビジョン編の概要
- ・香南市都市計画の現状等
- ・復興まちづくりの課題
- ・復興まちづくりの基本理念
- ・復興まちづくりの目標・施策

復興プロセス編

- ・復興プロセス編の概要
- ・復興まちづくりのながれ
- ・復興まちづくりの体制
- ・分野別の復興プロセス
- ・復興まちづくりへの意識向上の取り組み

「復興まちづくりの方向性」を共有することを目的とし、発災後の復興まちづくりの目標や目標を達成するための施策等を示す。

「復興まちづくりの進め方」を共有することを目的とし、市民・事業者との協働のまちづくり行動指針となるよう、分野ごと、主体ごとに復興の取組を示す。

「香南市事前復興計画」の構成

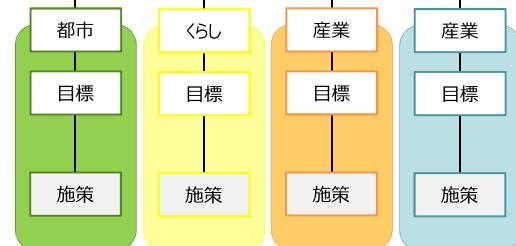
香南市復興計画の基本理念（案）

- ①地域で助け合い支え合い、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ②地域産業を再生し、地域に活力を取り戻すまちづくりを進めます。
- ③地球を愛し、ふるさととして住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

関係者が共通認識として持すべき復興まちづくりの基本的な考え方

4分野に体系立て、「基本理念」の実現に向けた目標

分野ごとの目標を達成するための主な施策



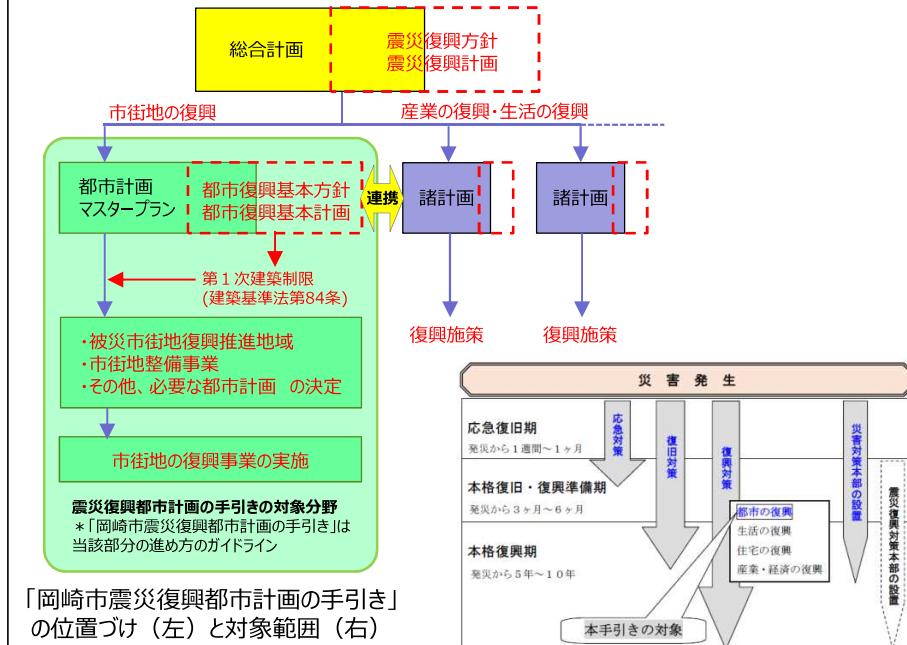
復興計画の基本理念（案）を予め提示
(香南市振興計画の基本理念を踏まえて設定)

<復興まちづくりの手引きを策定した事例>

■愛知県岡崎市



- 市では、震災後に都市の復興を迅速に行うための職員の行動手順等を示すため、H31.3に「岡崎市震災復興都市計画の手引き」を策定。
- ※県が策定した手引きをもとに、市の状況や被害予測等を反映して作成。
- 復興地区区分の検討フローヤ、**発災後に示す復興基本方針のひな形等**を定めるなど、自治体職員向けの実務的なマニュアルとなっている。



発災後3日から2週間を目途とした、家屋被害概況の調査、復興地区区分の検討、第一次建築制限区域（案）の連絡・調整等、都市復興基本方針の策定と公表、建築基準法第84条の指定

発災後2週間から2ヶ月以内の、家屋被害状況の調査、都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表・被災市街地復興推進地域の都市計画決定

発災後2ヶ月から6ヶ月を目途とした、都市復興基本計画の策定と公表、復興都市計画事業等の都市計画決定、復興都市計画事業の推進

被災直後から復興事業の着手までにおける都市計画関係職員の行動手順や情報連絡系統など